

参考 教育職員免許法（抜粋）

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。

7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

別表第一（第五条、第五条の二関係）

所要資格・免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	
中学校教諭	二種	短期大学士	三五	

備考（一～三、五以下略）

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

<免許教科：国語>

教科に関する専門的事項	左記に対応する開設授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国語学概論(必修)、国語表現法A(必修)、国語表現法B(必修)、国語学特講、日本語文書・表現プログラム(必修)
国文学（国文学史を含む。）	国文学概論(必修)、古典文学史(必修)、近現代文学史(必修)
漢文学	漢文学概説(必修)、漢文学特講
書道（書写を中心とする。）	書道(必修)

※ 必修科目の単位をすべて修得すると、一般的包括的な内容を含む科目の単位修得要件を満たすことになる。

<免許教科：英語>

教科に関する専門的事項	左記に対応する開設授業科目
英語学	英文法Ⅰ(必修)、英語学入門Ⅱ(必修)、英語学入門Ⅲ(必修)
英語文学	イギリス文学史(必修)、アメリカ文学史(必修)
英語コミュニケーション	基礎英語表現Ⅰ(授業コード20014)(必修)、基礎英語表現Ⅱ(授業コード20023)(必修)
異文化理解	異文化理解(必修)

※ 必修科目の単位をすべて修得すると、一般的包括的な内容を含む科目の単位修得要件を満たすことになる。

<免許教科：社会>

教科に関する専門的事項	左記に対応する開設授業科目
日本史・外国史	日本史概説1(必修)、日本史概説2(必修)、日本史概説3(必修)、日本史概説4(必修)、日本史概説5(必修)、日本史概説6(必修)、外国史1(必修)、外国史2(必修)
地理学（地誌を含む。）	地理学1(必修)、地理学2(必修)、地誌学(必修)
「法律学、政治学」	法律学(選択必修)、政治学(選択必修) ※「法律学」「政治学」のうち、最低1つの科目を修得すること。
「社会学、経済学」	社会学(選択必修)、経済学(選択必修) ※「社会学」「経済学」のうち、最低1つの科目を修得すること。
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学(選択必修)、倫理学(選択必修)、宗教学(選択必修) ※「哲学」「倫理学」「宗教学」のうち、最低1つの科目を修得すること。